

2019 年 11 月 15 日

各 位

丸三証券株式会社

「電子交付サービス取扱規定」改定のお知らせ

拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、確定申告書の添付書類に関する税制改正が行われ確定申告手続の際、添付しておりました「特定口座年間取引報告書」および「上場株式等支払通知書」が不要となりました。

つきましては、「特定口座年間取引報告書」または「上場株式等支払通知書」の郵送を廃止し電子交付にて 2020 年 1 月より提供させていただきます。
また、この変更に伴い「電子交付サービス取扱規定」を下記のとおり改定いたしましたのでお知らせいたします。

記

改正した規定の名称 電子交付サービス取扱規定

改正した条文 第 1 条(規定の趣旨)
末尾に『なお、「マルサントレード」をご利用のお客様は以下の各条において「MARUSAN-NET」を「マルサントレード」に読み替えることとします。』を追加します。

第 3 条(対象書面)
(1)報告書等に「特定口座年間取引報告書」および「上場株式等支払通知書」を追加します。

詳しくは、添付しています「電子交付サービス取扱規定」および「新旧対照表」をご確認ください。

【お問い合わせ先】

本件につきましてご不明な点がございましたらお取引店の担当営業員または下記までお問い合わせください。

お客様相談室 電話 0120-03-1319 受付時間 平日 9:00～17:00

以上